

令和元年度第1回鎌ヶ谷市国民健康保険事業の運営に関する

協議会 会議録

開催日時 令和2年1月30日（木）13時30分から14時30分まで
開催場所 鎌ヶ谷市役所 6階 第4委員会室
委員出席者 徳田委員、川村委員、宇野委員、野村委員、
赤岩委員、齋藤委員、鈴木委員、木田委員
委員欠席者 山本委員、村田委員、磯野委員、山田委員、佐藤委員
事務局出席者 渡邊市民生活部長
保険年金課 井上保険年金課長、
宮原課長補佐兼後期高齢者医療係長、
高瀬副主幹兼保健事業係長
大橋国保給付係長、吉川保険料係長、

○市民生活部長あいさつ

1 会長・会長代行の選出

川村委員より会長は徳田委員、会長代行は山本委員の推薦があり、全会一致により、会長及び会長代行に選出された。

2 開 会 井上保険年金課長

委員定数2分の1以上の出席であり、会議が成立していることを報告。会議については、協議される内容は不開示情報が含まれる内容ではないため公開及び会議録は委員名を伏せて公開と決定しているが異議が無い旨を確認した。

3 議 事

(1) 鎌ヶ谷市国民健康保険条例の一部改正について（諮問）

◎保険年金課長より、会長へ「諮問書」を手渡した。

議 長：鎌ヶ谷市国民健康保険条例の一部改正について、事務局へ説明を求める。

事務局：それでは、市長から諮問のありました鎌ヶ谷市国民健康保険条例の一部改正について、ご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

1の「保険料の賦課限度額の引上げ」と2の「保険料の5割・2割軽減判定所得等の改正」については、ほぼ毎年行われているものとなり、被用者保険との保険料負担の公平性を確保することや、景気動向をふまえ、「令和2年度税制改正大綱」を受け、令和2年1月29日付けで「国民健康保険法施行令の一部を改正す

る政令」が公布されたことによるものです。

それではお手元の資料に沿って、ご説明いたします。

1 「保険料の賦課限度額の引き上げ」についてご説明いたします。

保険料の賦課限度額につきましては、加入者に負担していただく保険料は、所得等に基づき賦課されておりますが、医療機関等の受診での給付につきましては所得にかかわらず一定であることから、所得が多い加入者でも、賦課額が過度に高くならないよう、国民健康保険法施行令に基づき、条例により賦課限度額が設定されています。

現在国では、被用者保険で標準報酬月額の高等級に該当する被保険者の割合を0.5パーセントから1.5パーセントの間とするように法定されているルールのうち「1.5パーセント」の水準を、国民健康保険についても平成27年度以降は限度額の超過世帯割合を1.5パーセントに近づけるよう、段階的に上げる運用上のルールが設けられております。そのため、国民健康保険料に含まれる、医療分となる基礎賦課分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のうち、基礎賦課分と介護納付金分を改正し、賦課限度額を基礎賦課分については、61万円から2万円引き上げ、63万円、介護納付金分については、16万円から1万円引き上げ、17万円とするものです。

これに、据置きとなる後期支援金分19万円を合計した総額は99万円となります。

なお、介護納付金分については、40歳から64歳の方のみ賦課される保険料となります。

この引き上げによる保険料への影響ですが、令和2年度当初加入世帯見込で、223世帯が賦課限度額を超える世帯となり、世帯数では14世帯減少しますが、3万円の増額に伴い約500万円の収入増が見込まれます。

全国の国保世帯では1.99パーセントまで対象世帯が縮小しますが、鎌ヶ谷市においては1.5パーセントまで縮小することとなります。

続いて、2 「保険料の5割・2割軽減判定所得等の改正」についてご説明いたします。

保険料の軽減措置につきましては、加入世帯の総所得に応じ7割軽減・5割軽減・2割軽減の3段階があります。

今回の改正は、5割軽減の対象となる世帯と、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘ずべき金額を、5割軽減については、28万円から28万5千円に、2割軽減については、51万円から52万円に、引き上げる改正となります。

これは、物価上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、経済動向等をふまえて見直す慣例があり、見直し幅は政府が消費者物価などを総合的に勘案して決めております。

具体的な例を当てはめてみますと、世帯の人数などにより金額は変わりますが、例えば3人世帯で考えますと、

5割軽減対象世帯は、現行の場合、給与収入で約193万円まで対象となりますが、改正後は約195万円までとなり、約2万円軽減幅が拡大します。

2割軽減対象世帯は、現行の場合、約291万円までが対象となりますが、改正後は約295万円までとなり、約4万円軽減幅が拡大されることとなります。

なお、この改正による保険料への影響額ですが、令和2年度当初加入世帯見込

で約70世帯が増加することとなり、金額で約170万円程度の減額となります。

この軽減分につきましては、県から4分の3が保険基盤安定負担金として交付され、市は残りの4分の1の負担をすることになります。普通交付税措置されることとなります。

以上2点となり、今回の条例改正の施行年月日は令和2年4月1日を予定しております。

以上で、諮問事項の内容についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈質疑〉

委員：賦課限度額影響額は国保の全体額と比較してどの程度なのか。

また、資料に全体額を表記してほしい。

事務局：来年度の保険料調定金額は資料2ページに記載のとおり約21億円である。次回からは資料に全体額を明記したい。

委員：賦課限度額引上げに関し、中間所得層世帯の負担の緩和とはどういった影響なのか。

事務局：必要な額を保険料率のみで引き上げると、中間所得層世帯の負担増となるため、賦課限度額を引き上げることで、高所得者層に相応の負担をしていただくことで引上げ額の緩和につながるものです。

議長：質問がなければ、鎌ヶ谷市国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり承認してよろしいか。

異議なしの声

(決定事項)

鎌ヶ谷市国民健康保険条例の一部改正については、諮問案のとおり答申する。答申書については、後日会長名で市長へ提出する。

(2) 令和2年度国民健康保険特別会計予算(案)について

議長：令和2年度国民健康保険特別会計予算(案)について、事務局へ説明を求める。

事務局：それでは、事務局よりご説明いたします。

2ページ、議題(2) 令和2年度鎌ヶ谷市国民健康保険特別会計予算案をご覧ください。

総額は105億1,200万円で前年度より1,100万円の減額で、対前年比0.1パーセントの減となっています。減額となりましたのは、被保険者の減少が主な要因となっております。

令和2年度の歳入について、説明させていただきます。

まず、保険料の予算として、約20億4,000万円を予定しており昨年度と比較すると、約6,000万円の減額となっております。

この減額につきましては、今年の9月末の被保険者数24,608人に対して、直近の減少率などから来年9月末の被保険者数を23,406人と、約1,200人減少すると見込んだことによるものです。

次に、国・県支出金についてですが、約75億2,000万円を予定しており、昨年度に比べ約1,000万円の減額となっております。主なものとしましては県の普通交付金で、これは歳出の2、保険給付費で医療機関へ市が払います保険給付費相当額が交付されるもので、被保険者の減少により保険給付費が減額となることが予想されるため、交付金も減少するものです。

3、繰入金につきましては、保険料の減少による歳入の不足分を基金からの繰入金で対応するとしたため、増額となったものです。

次に、歳出についてですが、2ページ、中央の表をご覧ください。

まず、保険給付費については、約2,000万円の減額となっております。これにつきましては、1人当たりの医療費は引き続き増加していくことが見込まれますが、それ以上に被保険者の減少の影響が大きいと見込んだためです。

次に、3、国民健康保険事業費納付金については、約1,000万円の増額となっております。

この納付金は、県が千葉県全体で国保事業に必要な費用を算出し、各市町村の医療費水準や所得水準に応じて、納付金の振り分けをしており、鎌ヶ谷市が県へ納付するものとなります。

この千葉県より示された納付金について、鎌ヶ谷市の激変緩和措置がなくなったこと、診療報酬改定等により被保険者が減少する中、増額となったものです。

4、保健事業費については、前年度より約70万円の増額となっておりますが、主な要因としては、被保険者の早期生活習慣病予防と健康づくりを支援するため、健康診査の対象年齢が法定では40歳からとなっておりますが、35歳からとしたものです。

なお、増額分は補助金で対応するため、新たな負担はありません。

令和2年度予算の主な内容の説明については以上となりますが、予算の詳細については11ページにありますので、後ほどご確認ください。

また、平成30年度決算については、概要が3ページ、詳細が12ページとなりますので、一緒にご確認いただければと思います。

以上で、令和2年度鎌ヶ谷市国民健康保険特別会計予算案についての説明を終わります。

《質疑》

議 長：歳入予算のその他の収入とは何か。

事 務 局：歳入予算のうち、9款の諸収入に該当するものです。

委 員：被保険者減少の要因は何か。

事 務 局：主な要因は、後期高齢者制度への移行が大きい。

委 員：後期高齢者制度への加入ばかり増えると保険制度が破綻するのではないか。

事 務 局：社会保険や国民健康保険からも後期高齢者制度へ支援金を出している。

(3) 令和2年度国民健康保険事業計画(案)について

議長：令和2年度国民健康保険事業計画(案)について、事務局へ説明を求め
る。

事務局：それでは、4ページ、議題3 令和2年度鎌ヶ谷市国民健康保険事業計
画(案)についてご説明いたします。

この事業計画は国保運営を健全化するために、重点的に実施する内容を記載し
ております。重点施策は4点ございます。

4ページ、2の対応方法をご説明いたします。(1)適用適正化の推進として、
国保に加入する必要が無い方が入っていないか、社会保険の扶養に該当しないか
など資格の確認を引続き行ってまいります。

次に(2)医療費の適正化対策の推進として、医療機関からの請求書であるレ
セプトの点検をきめ細かく行うほか、後発医薬品、ジェネリック医薬品の利用促
進を図ります。また、柔道整復の受診を長期利用している方へのアンケートを行
い、慢性疾患で受診していないかなどの点検をしてまいります。

次に6ページの(3)収納率向上対策の推進として、保険料滞納者に対し短期
被保険者証の交付を行い、面談の機会を確保し継続的な納付を勧奨するとともに、
休日夜間納付相談会の実施、催告書の送付、また悪質滞納者に対しては差し押さ
えを実施するなど、徴収体制の強化及び整備に努めてまいります。

また、新たにクレジットカードによる収納を開始し、納付しやすい環境を整え
保険料の確保に努めてまいります。併せて、口座振替キャンペーン等を実施し、
納め忘れのない口座振替の更なる加入率向上を図ります。

(4)保健事業の推進として、データヘルス計画第2期に沿って、前年度に受
診した方と40歳で初めて対象となった方の自己負担を500円に軽減するワン
コイン受診や、人間ドック受検者のデータ取り込みなどを引続き行います。また、
今年度より、受診された方全員へ3年間の経年結果をグラフと共に通知し、疾病
の早期発見や生活改善に活かせるよう支援いたします。健診未受診者への働きか
けについては、電話、訪問、ハガキ勧奨を実施し、受診率向上を目指してまいり
ます。なお、受診した結果、特定保健指導対象となった方や重症化が心配される
方へは、保健指導を行います。特定保健指導については、初回の面接参加のき
っかけづくりとして、継続実践できる健康グッズ等を配布し、生活改善につな
がるよう支援していきます。

なお、10ページについては、実施時期等を明記した計画を表として掲載して
おります。

以上でございます。

《質疑》

委員：保険者間調整について、資格喪失後の保険証回収対策や回収率につ
いて伺いたい。

事務局：資格喪失時に保険証は回収し、持参がない場合には返送用封筒を渡

し、返送をお願いしている。

なお、回収率については把握していないが、今後は社会保険でも過誤を防ぐため保険証の回収に力を入れているので、国民健康保険でも努めていきたい。

委員：外国人の方と話すとき保険料を払っていないような話を聞くが、保険料の納付についてはどのような状況か。

事務局：外国人の収納率は出していないが、加入者は増加している。

対応としては、外国語対応のタブレット等を活用している。

委員：保険料収納率の向上対策について、収納率はどのくらいか。

また、返納金の返納率についてはどのくらいか。

事務局：保険料の収納率は、現年度収納率92.27パーセント、繰越分30.42パーセントで、全体で79.73パーセントです。

無資格受診等の返納金については、およそ90パーセントです。

委員：保険資格の切替中に旧資格の保険証を使ってしまうことについて、本来の形は、国保資格喪失後は社会保険で受診ということによいか。

事務局：会社の保険に加入した場合、保険証ができるまでは紙の保険証が出されるところもあるが、すべての会社で出るわけではない。

委員：ジェネリック医薬品の使用割合目標値が、国の目標80パーセントに対し78パーセントとなっているが理由は。

事務局：現状の使用割合を考慮し目標設定したためであるが、国の目標に合わせて修正する。

(4) その他

議長：その他について、事務局何かありますか。

事務局：令和2年度からの保険年金課の組織改正について報告させていただきます。

後期高齢者医療保険料の収納・滞納処分については、国民健康保険において同じ業務を行っている保険料係へ移行し、保険料収納係とし、また、資格取得から保険料賦課までの一連の業務を一体的に実施できるよう国民健康保険の賦課については、国保給付係に移行し、国民健康保険係となります。

議長：以上で、令和2年度第1回国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会します。

会議録署名人署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

令和2年2月19日

鎌ヶ谷市国民健康保険事業運営に関する協議会会長 徳田訓康